

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分並びに平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、〇部門の運転手として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、B市内の解体作業現場（以下「本件現場」という。）で、解体後の建物の木造の土台とコンクリートの基礎を固定していたボルトを外そうと、しゃがんで下を向き右手でボルトを回していたところ、突然顔面に何か固いものが当たって負傷した（以下「本件負傷」という。）という。

請求人は、直ちに同僚の運転するダンプカーでD内科に受診し、「顔面切創」の診断により左眉辺りを2糸縫合する治療を受けた。さらに、歯も負傷したとして、同日夜E歯科医院に受診した。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）にそれぞれ審査請求をしたが、審査官は、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第12

6号) 第14条の2の規定により、これらを併合して審理し、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は本件現場において第三者からスコップで叩かれ負傷した旨供述しているが、当該加害行為を現認した会社関係者はおらず、請求人から本件負傷について相談を受けたF警察署刑事課職員Gは審査官に対し、「複数の労働者から事実確認したが故意による暴行があったとは確認できなかった。」旨回答している。加害者に関する請求人の主張は変遷しており、請求人の主張によっても請求人を負傷させるに至った凶器となった物質が特定できないなど、当審査会として本件資料を精査したが、請求人が本件現場において第三者の行為によって負傷するに至ったとの事実を確認することができなかった。

(2) また、本件現場について、請求人は「私がボルトを外していた場所には、土台と基礎しかなく、瓦礫や工具などはなかったので、私のところに飛んでくるようなものはありませんでした。」と述べ、本件負傷の状況からも、落下物や何らかの理由で飛来したがれき等により受傷したものと推認することはできない。

(3) 上記(1)及び(2)から、当審査会としても決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおり、本件負傷に関して災害の事実が認められないことから、

本件負傷を業務上の事由によるものと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。